

2023 年 1 月 作成

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 人權基本方針

行政部

第1条 瑛得管理諮詢(上海)有限公司(以下「会社」と略称)は、経営理念の実現に向け、あらゆる事業活動において環境や人権を含む社会との相互影響を考慮し行動することを通じて、企業価値の向上を図るとともに、持続可能で強くなやかな社会づくりに貢献する。

第2条 バリューチェーンも含めた会社の事業活動が人権に及ぼす顕在的・潜在的な負の影響に責任があることを認識し、人権を尊重した活動と対話を実践する。その態勢を構築するため、本基本方針を定める。

第3条 基本的な考え方

(一) 人権尊重に関連した法令や規範の遵守

- (1) 会社は、国連「国際人権章典」、国連グローバル・コンパクトにおける「企業行動規範」、および国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」等、人権に関する国際規範を尊重する。
- (2) 事業活動を行う国・地域における法令や規制を遵守するとともに、当該国・地域の法令等が国際的に認められた人権の原則と相反する場合は、当該国・地域の事情も勘案しつつ、国際的な人権の原則を尊重する。

(二) 差別の禁止

あらゆる事業活動において、基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、出身、世系(門地)、社会的身分、信条、宗教、身体的特徴、障がいの有無、性的指向、性自認、妊娠などによる差別を行わない。

(三) 人権を尊重する企業風土

- (1) MS&AD グループ行動指針に定める「お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長する」を実践し、人権を尊重する企業風土を醸成する。
- (2) 多様な価値観を尊重し、社員一人ひとりの心身の健康や安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組む。

第4条 人権尊重のマネジメントシステム(人権デュー・ディリジェンス)

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に依拠し、人権尊重のマネジメントシステム(人権デュー・ディリジェンス)の仕組みを構築し、対話・協議ならびに報告を行う。

(一) 評価・防止

顕在的・潜在的な人権リスクを識別、評価し、未然に防止・軽減する対策を、優先順位をつけて講じる。

(二) 救済・是正・対話

事業活動において人権に対する負の影響を引き起こした場合、適切な手続きを通じてその救済や是正を行い、再発防止に取り組む。また、バリューチェーンを通じてこれに関与したことが明らかになった場合、誠意をもって対話を行う。

(三) 教育・研修

あらゆる機会を通じて、人権に関するグローバルな課題や国・地域の課題と事業活動との関わりについて、役職員が理解を深め人権を尊重するよう、幅広い人権啓発に取り組む。

第5条 グローバルな保険・金融サービス事業者としての責任

(一) プライバシーの保護

個人情報の重要性に鑑み、MS&AD グループの定める「お客さま情報管理基本方針」に

則り、個人情報の保護を实践し、プライバシーを含めた人権に対して負の影響を及ぼさないよう努める。

(二) 事業プロセスへの反映

「持続可能な保険原則(PSI)」、「責任投資原則(PRI)」の署名機関 MS&AD グループのメンバーとして、保険引受や投融资判断等のプロセスにおいて、人権を尊重する会社の責任を果たすべく、環境・社会・ガバナンス面の課題(ESG)を考慮する。

第6条 本方針は、行政部が MS&AD 保険グループの人権基本方針を参照して制定し、董事会の承認日から実施する。